株主各位

札幌市清田区清田一条一丁目2番1号 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 代表取締役社長 佐々木 康 行

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成 28 年 3 月 30 日 (水曜日) 午前 10 時
- 2. 場 所 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号 北海道コカ・コーラボトリング株式会社 本社会議室

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第54期 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人 及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第54期 (平成27年1月1日から平成27年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.hokkaido.ccbc.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の「連結注記表」
- (2) 計算書類の「注記表」

従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- ●当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ●株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www. hokkaido.ccbc.co.jp/)に掲載させていただきます。

報

(平成 27 年 1 月 1 日から) 平成 27 年 12 月 31 日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、大幅な原油安・円安の恩恵によって 高成長になることが期待されたものの、春先から夏場にかけて個人消費、設備 投資、輸出という主要な需要項目が低迷し、厳しい状況が続きました。

また、清涼飲料業界では各メーカーの販売促進費の積極的な投入による価格 競争等、激しいシェア争いが続き、厳しい市場環境が続きました。

このような状況のなかで、当社グループは、各チャネルの専門性の向上によ る営業力強化を目的に営業体制の改編を行い、既存市場における当社商品のシ ェアを高める活動や効率的な販促投資、新規顧客の獲得による売上の拡大をは かる活動に注力しました。

具体的には、自動販売機ビジネスにおいて、地域の特性に応じたパッケージ や品ぞろえの展開を進めるとともに、競合メーカーと併設している場所につい ては、当社グループのオペレーション力を生かした1社管理を提案し、推進し ました。

スーパーマーケット、コンビニエンスストア等の量販店においては、「コカ・ コーラ」、「コカ・コーラゼロ」、「ファンタ」、「ジョージア」、「爽健美茶」、「ア クエリアス」、「綾鷹」、「い・ろ・は・す」等の主力商品に加え、「からだすこや か茶W」等の高付加価値商品を中心に常設の売場確保に向けた活動を強化した ほか、レジ前やパン・総菜に近い売場等、同一店舗内で複数の売場を獲得する とともに、新商品の店頭における露出強化を行い、売上の拡大につとめました。 また、ホテル、売店、オフィス等に対しては、新商品や高付加価値商品の取

扱いの拡大に向けた活動を強化し、収益性と効率性の向上につとめました。

新商品としては、触れただけでコカ・コーラとわかるコンツアーボトルの誕 生 100 周年を記念して、新たにアルミ素材のスリムボトルを「コカ・コーラ」、 「コカ・コーラ ゼロ」で発売しました。その他にも、コカ・コーラブランドでは、 市場における健康志向の高まりをうけ、ステビアの葉から抽出された植物由来 の甘味料を使用し「コカ・コーラ」ならではのおいしさをカロリーオフで実現 した「コカ・コーラ ライフ」を発売しました。烏龍茶飲料では、国産茶葉 100% による日本ならではの味わいの「つむぎ」を発売し、烏龍茶カテゴリーにおい てのシェアの獲得をはかりました。また、フレーバーウォーターでは、い・ろ・は・ すブランドから、新たに「い・ろ・は・す もも」を発売し、売上拡大に向けた取 り組みを強化しました。

設備投資としては、収益性の改善と多様化するニーズに対応することを目的に、新抽出技術である「新・バリスタハンド製法」を用いてボトル缶コーヒーを製造することができるラインを新設しました。

地域との結びつきを深める活動については、子どもたちが就業体験や社会システムを学ぶことを目的に、「キッズタウン2015」を旭川、帯広、釧路、苫小牧、函館で開催したほか、「YOSAKOIソーラン祭り」を道内各地で広く PR し、祭りの活性化をはかることを目的に、「コカ・コーラ」と「コカ・コーラ ゼロ」の「YOSAKOIソーラン祭り応援デザイン缶」を発売し、その売上の一部である2,557 千円を YOSAKOIソーラン祭り組織委員会に寄付しました。また、北海道新幹線開業に向け、地元企業として北海道を盛り上げることを目的に、「ジョージア エメラルドマウンテンブレンド」の北海道新幹線デザイン缶を北海道限定で発売しました。その他にも、当社が主体で複数の企業・団体と連携して行っている大通公園での継続的な清掃活動が評価され、札幌市より「札幌市民憲章実践者表彰」を受賞しました。

環境保全の取り組みとしては、「環境広場さっぽろ2015」や「はこだて・エコフェスタ2015」等、次世代へ、より良い環境を引き継ぐことを目的としたイベントに積極的に参加し、環境保全に対する意識を活性化するための活動を実施しました。また、「3R 推進全国大会」において、リサイクル率100%を達成した「ゼロ・エミッション」の活動が評価され 3R 活動優良企業として「循環型社会形成推進功労者環境大臣賞」を受賞しました。

以上の様々な活動に取り組んできたものの、競争激化による販売促進費の増加や道外ボトラー販売の減少等により、当連結会計年度の業績は、売上高は580億9千4百万円(前年同期比2.6%減)、営業利益は10億1千2百万円(前年同期比8.0%減)、経常利益は10億3千万円(前年同期比7.7%減)、当期純利益は5億1千6百万円(前年同期比15.2%減)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、総額 56 億 9 千 7 百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、次のとおりです。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - 当社

設 備	投 資 額
自動販売機等の販売機器取得	19億1千5百万円
札幌工場ボトル缶製造設備導入	13 億 8 千 9 百万円
札幌市事業所用地購入	6億2百万円
網走事業所新築	2億4千6百万円
札幌工場薄肉対応ラベラー導入	1億7千7百万円
札幌工場炭酸ガス吸収装置更新	1億3千1百万円
物流システム導入	1億2千8百万円

・子会社

該当する事項はありません。

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・当社 該当する事項はありません。
 - ・子会社 該当する事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、除却、撤去、滅失
 - ・当社

設 備	帳 簿 価 格
自動販売機等の販売機器除却	8千2百万円
自動販売機等の販売機器売却	6 百万円
札幌工場薄肉対応ラベラー導入に伴う除却	2千7百万円
遊休地等売却	1千2百万円
網走事業所新築に伴う除却	9 百万円
札幌工場ボトル缶製造設備導入に伴う除却	2 百万円

・子会社 該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

上記設備投資の所要資金は、全額自己資金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しについては、中国経済の減速による影響や、海外リスクの波及による円高・株安の進行等により、消費者マインドの冷え込み等が懸念され、引き続き予断を許さない状況にあります。

清涼飲料業界においても、シェア争いが激化するなか、販売促進費の増加により、引き続き厳しい経営環境が予想されます。

このような環境のなかで、当社グループは、

- 「1. グローバルレベルでのブランド力を持つコカ・コーラビジネスを通して、
 - 2. 道産子企業としての地域密着力で競合を圧倒し、
 - 3. 常に新しい価値やサービスを提供することで地元北海道に貢献し、
 - 4. 持続的成長可能な経営基盤を実現する |

という新中期経営計画のビジョンに基づき、「シェアアップ」、「競合を圧倒する」、「グループ総コスト削減」の3つの戦略の実現につとめていきます。また、「地域に信頼され、認められる企業」を目指して、内部統制システムの構築と運用によるコーポレートガバナンスの充実及びコカ・コーラ独自の統合的なマネジメントシステムである「KORE(コア)」による品質・安全性・環境の維持向上につとめていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	<u>X</u>	分	第51期 (平成24年度)	第52期 (平成25年度)	第53期 (平成26年度)	第54期(当期) (平成27年度)
売	上	高	56,276 百万円	54,808 百万円	59,640 百万円	58,094 百万円
経	常	利 益	629 百万円	789 百万円	1,116 百万円	1,030 百万円
当	期 純	利 益	722 百万円	362 百万円	609 百万円	516 ^{百万円}
1 棋	当たり当	期純利益	19.76円	9.92 円	16.68円	14.14円
総	資	産	46,047 百万円	47,091 百万円	46,640 百万円	46,350 百万円
純	資	産	37,965 百万円	37,975 百万円	36,259 百万円	36,538 百万円
1 柞	株当たり	純資産	1,039.18円	1,039.55円	992.57円	1,000.26円

⁽注)1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式を除く) に基づいて算出しております。

② 当社の財産及び捐益の状況

Þ	₹	分		分		分		分		第51期 (平成24年度)	第52期 (平成25年度)	第53期 (平成26年度)	第54期 (当期) (平成27年度)
売	上		高	53,003百万円	51,557 ^{百万円}	55,825 ^{百万円}	54,233 ^{百万円}						
経	常	利	益	311百万円	695百万円	1,096百万円	921 ^{百万円}						
当	期 純	利	益	567 ^{百万円}	468百万円	818百万円	682 ^{百万円}						
1株	当たり当	期純和	刊益	15.53円	12.82円	$22.41^{oxed{H}}$	18.67円						
総	資		産	44,453百万円	44,894百万円	44,968百万円	44,864 百万円						
純	資		産	35,945百万円	36,062百万円	35,174百万円	35,387 百万円						
1 杉	朱当たり	純貧	産	983.90円	987.16円	962.90円	968.77 円						

⁽注)1株当たり当期純利益は期中平均株式数、1株当たり純資産は期末発行済株式数(自己株式を除く)に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は大日本印刷株式会社であり、同社は当社の株式を19,530 千株 (持株比率 53.46%) 保有しております。

当社は、親会社より広告資材等を購入しております。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	持株比率	主 要 な 事 業 内 容
北海道コカ・コ	ーラプロ	ダクツ株式会社	50ī	百万	円	100%	清涼飲料水及び飲料水用容器の製造、 各種自動販売機の修理、設置及び撤去
北海道ベン	′ディン	グ株式会社	107	5万	円	100%	自動販売機による飲料、食品等の販売
幸楽輸	送 株	式会社	20 ī	百万	円	100%	道路運送事業、荷役業及び運送取扱業
北海道サ	ービス	株式会社	70 ī	5万	円	100%	事務用機器等のリース、一般事務処理業務

③ その他

当社は、ザ コカ・コーラカンパニー及び日本コカ・コーラ株式会社との間に北海道を販売地域とするコカ・コーラ等の製造・販売及び商標使用等に関するボトラー契約を締結しております。

- (7) 主要な事業内容(平成27年12月31日現在) 北海道を販売地域とした清涼飲料の製造及び販売並びに食品等の販売
- (8) 主要な営業所及び工場(平成27年12月31日現在)

名	称	所 在 地
本	社	札幌市清田区
エ	場	札幌工場(札幌市清田区)
営業	拠点	札幌(3ヵ所)、岩見沢、滝川、小樽、函館、八雲、室蘭登別(登別市)、 苫小牧、旭川、北見、網走、稚内、帯広(音更町)、釧路、中標津

- (注) 営業拠点は、千歳と日高を苫小牧に、倶知安を小樽に、富良野を旭川にそれぞれ統合いたしました。
- (9) 企業集団の使用人の状況(平成27年12月31日現在)

使	用	人	数	前期末比増減
	1,22	26名		増 161名

- (注)使用人数には、企業集団外への出向使用人4名及び臨時使用人363名は含まれておりません。
- (10) 主要な借入先及び借入額の状況 (平成27年12月31日現在) 該当する借入先はありません。
- (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当する事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 118,514,000株

(2) 発行済株式の総数 36,528,567株 (自己株式1,505,926株を除く)

(3) 株 主 数 5,123名

(4) 大 株 主

株		主				:	名	持	株	数	持株比率
大	日	本	印 刷	株	式	会	社	19,5	530 =	千株	53.46%
株	式	会	社	栗	林	商	会	3,0	028 =	千株	8.29%
H S I		BANK REAT	PLC Y 1	A/C	CL	I E N '	TS,	(608 =	千株	1.66%
北		島		彰			俊	Ę	506 =	千株	1.38%
C B I	N Y L U E	DFA POI	INTI RTFO		MAL	L C	A P	4	445 =	千株	1.22 %
株	式	会	社	北	洋	銀	行	6	279 =	千株	0.76%
栗		林		徳	Ė		光	-	199 =	千株	0.54%
東洋	製罐	グループ	プホール	ディ	ングス	、株式	会社	-	184 =	千株	0.50%
伊	藤	組	土 建	株	式	会	社	-	180 =	千株	0.49%
第	- ,	生命	保	険 杉	末 式	会	社	-	180 =	千株	0.49%

⁽注)当社は自己株式 1,505,926 株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株 比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況(平成27年12月31日現在)

氏 名	当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況						
佐々木 康行	代表取締役社長(営業統括本部長)						
森川浩志	常務取締役(危機管理部、総務人事部、経営管理部担当)						
不動直樹	取 締 役(コカ・コーラシステム担当、幸楽輸送株式会社 代表取締役社長)						
山田雄亮	取 締 役(営業統括本部副本部長、営業統括本部第一本部長)						
橋田久男	取 締 役(営業統括本部第二本部長)						
内田尋己	取 締 役(生産管理部長、広報・CSR推進部担当)						
綾部鉄郎	取 締 役(営業統括本部第三本部長)						
春 原 誠	取 締 役(弁護士)						
前田則彦	常勤監查役						
上島信一	常勤監查役						
古谷滋海	監 査 役(大日本印刷株式会社 常務執行役員)						
富岡公治	監 査 役(弁護士)						
山崎 駿	監 査 役(公認会計士)						

- 代表取締役会長矢吹健次氏は、平成27年3月27日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって (注)1. 任期満了により退任いたしました。監査役林繁男氏は、平成27年3月27日開催の第53期定時株 主総会終結の時をもって、辞任いたしました。
 - 2. 取締役前田則彦氏は、平成27年3月27日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって、取締役

 - ・ 取りは明川県町といは、下川ない干ゥカムロ田田唯の第30列走町株土総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任し、同総会において、監査役に選任され就任いたしました。
 3. 取締役春原誠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 監査役古谷滋海、監査役冨岡公治、監査役山崎駿の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 当社は、取締役春原誠氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所が定め る独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。 6. 当社と社外役員の兼職先との関係は以下のとおりです。
 - - 大日本印刷株式会社は、当社の親会社であり、広告資材等の取引があります。
 - 7. 平成28年1月1日をもって、下記の取締役の担当を変更いたしました。

(氏 名) 更 後) 佐々木 康 行 担当無1. 山 田 雄 亮 営業統括本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成19年3月29日開催の第45期定時株主総会で定款を変更し、社 外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役春原誠氏並びに社外監査役古谷滋海、 冨岡公治及び山崎駿の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとお りであります。

① 社外取締役との責任限定契約

社外取締役は、責任限定契約の締結時以後、当社に対して負う会社法 第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役として職務を行 うにつき善意でかつ重大な渦失がないときは、同決第425条第1項に定める 最低責任限度額を限度とする。

② 社外監査役との責任限定契約

社外監査役は、責任限定契約の締結時以後、当社に対して負う会社法 第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外監査役として職務を行 うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める 最低責任限度額を限度とする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	10名	92 百万円	取締役の報酬限度額は年額300百万円であります。 (平成20年3月27日開催の定時株主総会で決議)
監査役	6名	26 百万円	監査役の報酬限度額は年額40百万円であります。 (平成20年3月27日開催の定時株主総会で決議)
合 計	16名	118 百万円	

- (注)1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。 2. 上記金額には、社外役員の報酬等の額を含んでおります。なお、社外役員の報酬等の額については後記「(4)③社外役員の報酬等の総額」をご参照ください。

(4) 社外役員の状況

① 社外役員の重要な兼職の状況と当社との関係 前記「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏	名		主 な 活 動 状 況
社外取締役	春原	Į.	誠	当期開催の取締役会7回のうち6回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	古谷	滋	海	当期開催の取締役会7回のうち5回に、また、監査役会5回のうち3回に出席し、必要に応じ、主に他社での業務経験を生かし、発言を行っております。
社外監査役	富岡	」公	治	当期開催の取締役会7回のうち6回に、また、監査役会5回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	山崎	i	駿	当期開催の取締役会7回のうち6回に、また、監査役会5回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の 子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	4名	10 百万円	0 百万円

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 明治アーク監査法人
 - (注)明治監査法人は、平成28年1月4日をもって、アーク監査法人と合併し、名称を明治アーク 監査法人に変更しております。
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	25 百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	25 百万円

- (注)公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)に係る報酬等の額であり、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会社法第344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的とするものとします。

また、当社監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任することができるものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

会社法及び会社法施行規則に基づき取締役会が業務の適正を確保するための 体制等の整備として決議した内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制
 - ① 当社では、全社員(取締役を含む)の行動規範として、「DNPグループ 行動規範」及び「北海道コカ・コーラグループ社員行動規準」を定めており、 研修等を通じてこれらの徹底をはかる。
 - ② 当社取締役会については、3ヵ月に1回以上開催し、「取締役会規則」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役は相互に職務の執行を監督する。なお、当社は監査役会設置会社であり、当社監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施する。
 - ③ 北海道コカ・コーラグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用に関して、「北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理基本規程」を制定するとともに、当社経営会議が、当該規程に基づき、北海道コカ・コーラグループの内部統制を統括する。
 - ④ 内部統制実行委員会等の各委員会及び特定の法令等を主管する本社各部門は、経営会議の統括のもと、その主管する分野について、他の各部門に対し検査・指導・教育を行う。
 - ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制及び当社が会社情報の適時適切 な開示を行うための体制を整備するため、経営会議の統括のもと、広報・ CSR推進部が、北海道コカ・コーラグループ会社情報の適時適切な開示 統制を行うものとする。
 - ⑥ 業務執行部門から独立した監査室は、各部門及び各グループ会社に対して、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等についての内部監査・指導を行う。
 - ⑦ 当社各部門の長は、「北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理基本規程」に基づき、それぞれの業務内容等に照らして自部門に必要な体制・手続を自律的に決定し、実施・点検・評価・改善を行う。
 - ⑧ 企業倫理行動委員会内に設置されているオープンドアルームは、法令違反等に関する北海道コカ・コーラグループ社員等からの通報を受け、その対応を行う。
 - ⑨ 反社会的勢力との関係遮断に向けた体制については、「DNPグループ行動規範」において反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には関係遮断を可能とする取り決めを、各取引先との間で進める。また反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会議事録、各種委員会議事録、稟議書その他の文書又は電子文書に記載・記録する。また、これらの情報を記載・記録した文書及び電子文書を、「北海道コカ・コーラグループ情報セキュリティ基本規程」及び「北海道コカ・コーラグループ文書管理規程」に従って、適切かつ安全に、検索性の高い状態で、10年間以上保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、製品安全及び情報セキュリティ等に係るリスク管理については、親会社である大日本印刷株式会社の助言に基づき、規程等の整備、研修の実施等を行い、リスクの未然防止につとめるとともに、リスク発生時には、北海道コカ・コーラグループにおける損失を回避・軽減するため、速やかにこれに対応する。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応すべき組織及び責任者たる取締役を定める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3ヵ月に1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務の執行については、稟議規程その他の社内 規則等に則り、それぞれの責任者がその権限に従って行う。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 北海道コカ・コーラグループにおける業務の適正を確保するため、全社 員(取締役を含む)の行動規範として、「DNPグループ行動規範」及び「北 海道コカ・コーラグループ社員行動規準」を定めており、研修等を通じて これらの徹底をはかるとともに、業務の適正を確保するための体制等の構 築及び運用に関して、「北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理 基本規程」を制定し、各グループ会社は、これらを基礎として、それぞれ 諸規程を制定・整備する。
 - ② 各グループ会社は、①の方針等に基づき、事業内容・規模等に照らして自社に必要な体制・手続を自律的に決定し、実施・点検・評価・改善を行う。
 - ③ 当社監査室、経営会議事務局及び各委員会を含む本社各部門は、①②の 実施状況について、監査もしくは検査、指導・教育を行う。
 - ④ 北海道コカ・コーラグループにおける重要な業務の意思決定及び執行状況については、親会社である大日本印刷株式会社へ報告する。また親会社である大日本印刷株式会社の監査室及び企業倫理行動委員会等による、北海道コカ・コーラグループにおけるコンプライアンス体制の構築・運用状

況等の監査もしくは検査・教育を受け入れる。

- ⑤ 親会社である大日本印刷株式会社及び大日本印刷株式会社以外の株主の 利益が実質的に相反するおそれのある大日本印刷株式会社との取引その他 の施策を実施するにあたっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当面、監査役の職務を補助すべき使用人は設置しないが、監査役が設置を求めた場合には、取締役会は、設置するか、また、その人数・地位等について検討・決議する。

- (7) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、その報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役は、必要に応じて、いつでも北海道コカ・コーラグループの取締 役及び使用人に対して、業務執行に関する報告を求めることができるもの とし、北海道コカ・コーラグループの取締役及び使用人は、当該報告を求 められた場合は、速やかに報告を行う。
 - ② 取締役は、法令に違反する事実その他会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を速やかに報告する。
 - ③ 当社監査室及び経営会議事務局は、その監査内容、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等について、それぞれ定期的に当社監査役へ報告する。
 - ④ 上記の報告をした者に対しては、内部通報者の保護に関する規定に準じて保護する。
- (8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項監査役がその職務の遂行について費用の前払い等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は速やかにその請求
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、必要な助言または勧告を行う。

に応じる。

また、稟議書、報告書等を閲覧し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応

じて、代表取締役、会計監査人との意思疎通をはかり、定期的に意見交換を行い、 監査室とも連携し、監査の実効性を高める。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するために、当期では取締役会を7回開催し、経営上の重要事項を協議、決定しております。また、取締役会では、各取締役より業務執行報告がなされ業務の透明化とコンプライアンスやリスク管理等といった経営全般が適正にかつ効率的に運用されていることを確認しております。

社外取締役1名、社外監査役3名は、取締役会にて適宜忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能は適切に遂行されていると判断しております。

また、当社の取締役、監査役、執行役員及び主要部門の長並びに当社子会社の 社長で構成される経営会議を週1回程度の頻度で開催することで、北海道コカ・ コーラグループが直面している経営課題に対してスピーディーに対応しておりま す。

なお、当社の取締役、監査役等が当社子会社の取締役又は監査役を兼任し、各 社の業務が適正に行われるよう指導・教育を行っております。

さらに、当社の親会社に対しては、当社代表取締役から業務の執行状況を 2 ヵ 月に1回以上報告し、また、重要な案件に関わる稟議書を報告しており、必要に 応じて連携をはかっております。

連結貸借対照表

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,494	流動負債	8,017
現金及び預金	7,012	買 掛 金	2,822
受取手形及び売掛金	5,211	リース債務	414
商品及び製品	4,587	未 払 金	2,212
原材料及び貯蔵品	344	未払法人税等	178
繰延税金資産	309	設備関係未払金	596
その他	2,042	そ の 他	1,793
貸倒引当金	△ 13	固定負債	1,794
具 倒 51 号 亚 固 定 資 産	26,855	リース債務	1,229
		繰延税金負債	1
有形固定資産	25,144	資産除去債務	86
建物及び構築物機は共富な運搬具	7,002	退職給付に係る負債	384
機械装置及び運搬具 販売機器	4,977 4,411	環境対策引当金	1
エ具、器具及び備品	193	その他	91
土地	6,562	負 債 合 計	9,812
リース資産	1,550	(純資産の部)	3,012
建設仮勘定	446	株主資本	36,500
無形固定資産	231	資 本 金	2,935
ソフトウエア	220	資本剰余金	4,924
その他	10	利益剰余金	29,544
投資その他の資産	1,480	自己株式	△ 903
投資有価証券	626	その他の包括利益累計額	≥ 903 37
長期貸付金	184		
繰延税金資産	46	その他有価証券評価差額金	117
その他	648	退職給付に係る調整累計額	△ 80
貸倒引当金	△ 25	純 資 産 合 計	36,538
資 産 合 計	46,350	負債・純資産合計	46,350

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成 27 年 1 月 1 日から) 平成 27 年 12 月 31 日まで)

科目		金	額
売 上	高		58,094
売 上 原	価		38,040
売 上 総 利	益		20,053
販売費及び一般管理	費		19,041
営 業 利	益		1,012
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金	29	
その	他	115	144
営 業 外 費 用			
固定資産除売却	損	55	
その	他	70	126
経 常 利	益		1,030
特別利益			
固定資産売却	益	107	
その	他	58	166
特別損失			
固定資産除却	損	117	
減 損 損	失	8	
環境対策引当金繰入	額	1	
その	他	1	128
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		1,068
法人税、住民税及び事業	税	422	
法 人 税 等 調 整	額	128	551
少数株主損益調整前当期純利	益		516
当 期 純 利	益		516

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成 27 年 1 月 1 日から) 平成 27 年 12 月 31 日まで)

	ħ	集	主	資本	ž.
	資本金	資 本 金	利 益 余 金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	2,935	4,924	29,466	△ 902	36,423
当期変数額額類余金の配当利益当期社式の取得自己株式の取得株主資変動額(純額)			△ 438 516	Δ 1	△ 438 516 △ 1 –
当期変動額合計	_	_	78	△ 1	77
当 期 末 残 高	2,935	4,924	29,544	△ 903	36,500

						その作	也の包括	舌利益累	計額			
					その他有 評 価 差	価証券 額 金	退職給付調 整 昇	付に係る 累計 額	その他の 累計 額	包括利益 頁合 計	純資產	色計
当	期	首	残	高		147	\triangle	312	\triangle	164	36	,259
当	期	変	動	額								
剰	余	金	の配	当						_	\triangle	438
当	期	純	利	益						_		516
自	己杉	朱 式	の取	得						_	\triangle	1
株の	主資当期	本 以変 動 額	外の項領(純	額)	Δ	29		231		201		201
当	期変	動	額合	計	Δ	29		231		201		279
当	期	末	残	高		117	\triangle	80		37	36	,538

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,235	流動負債	8,519
現金及び預金	6,919	買 掛 金	2,769
受 取 手 形	2	リース債務	105
売 掛 金	4,861	未 払 金	2,110
商品及び製品	4,526	未 払 費 用	780
原材料及び貯蔵品	278	未払法人税等	9
前 渡 金	0	前 受 金	99
前 払 費 用	446	預り 金	1,947
繰 延 税 金 資 産	278	前 受 収 益	5
その他	1,925	設備関係未払金	590
貸倒引当金	△ 3	日 そ の 他	101
固 定 資 産	25,628	固定負債	956
有形固定資産	23,600	リース債務	203
建物	6,516	資産除去債務	86
構築物	463	退職給付引当金環境対策引当金	574
機械及び装置	4,831	保境 別 泉 別 ヨ 並 と の 他	1 89
車 両 運 搬 具	2		
販 売 機 器	4,411	負 債 合 計	9,476
工具、器具及び備品	134	(純資産の部)	
土地	6,502	株 主 資 本	35,270
リース資産	289	資 本 金	2,935
建設仮勘定	446	資本剰余金	4,924
無形固定資産	229	資本準備金	4,924
ソフトウエア	219	その他資本剰余金	0
その他の第五	9	利益剰余金 利益準備金	28,314 733
投資その他の資産	1,798	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	
投資有価証券	626	固定資産圧縮積立金	27,580 39
関係会社株式 長期貸付金	280 184	別途積立金	24,070
長 期 貝 刊 宝 破産更生債権等	184	操越利益剰余金	3,469
長期前払費用	469	自己株式	△ 903
操延税金資産	108	評価・換算差額等	117
そ の 他	151	その他有価証券評価差額金	117
貸倒引当金	$\triangle 25$	純 資 産 合 計	35,387
資 産 合 計	44,864	負債・純資産合計	44,864

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成 27 年 1 月 1 日から) 平成 27 年 12 月 31 日まで)

科目		金	額
売 上	高		54,233
売 上 原	価		36,525
売 上 総 利	益		17,708
販売費及び一般管理	費		17,247
営 業 利	益		461
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金	424	
その	他	218	643
営 業 外 費 用			
固定資産除売却	損	55	
その	他	126	182
経 常 利	益		921
特 別 利 益			
固定資産売却	益	105	
そ の	他	58	163
特別損失			
固定資産除却	損	117	
減 損 損	失	8	
環境対策引当金繰入	額	1	
そ の	他	0	127
税 引 前 当 期 純 利	益		957
法人税、住民税及び事業	税	141	
法 人 税 等 調 整	額	134	275
当 期 純 利	益		682

⁽注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成 27 年 1 月 1 日から) (平成 27 年 12 月 31 日まで)

(単位:百万円)

△ 438

Δ 29

682

212

35,387

1

									杉	朱				主			資				本	Š.	
										資	4	Š.	剰	Ś	余	金	利	Já	益	剰	匀	金	
							資	本	金	資本準備	 中	その	他爹	資本	資本	本剰余金	利益準備金		そ	の他	利	益剰余金	金
										貝平毕	非述	剰	余	金	合	計	不り金ご	片湘亚	固足压縮	: 資 j 積立:	産金	別途積立	立金
当	斯		首	9	戋	高		2,9	35	4,9	24			0		4,924		733		12	2	24,0	70
当	胡変	動額	頁																				
E	固定資	産日	縮積	立	金の	取崩										-					1		
1	固定資	産日	縮積	立	金の	積立										_				26	6		ı
月	鯏 纺	Ř 1	金 (の	配	当										-							İ
=	当	期	純	. 5	利	益										_							İ
	1 2	棋	注:	の	取	得										_							ı
	朱主寶 当 期		以外動物													-							
当	期	変	動	額	合	計			_		_			_		_		_		27	7		-
当	期		末	7	戋	高		2,9	35	4,9	24			0		4,924		733		39	9	24,0	70
								材	:				資			——— 本	⊉ 或 ん	Hi . 16	算差	痴笙	_		\neg
							Til.				_		貝			4	at II	щ • 19	2 异 左	谀守			
							利				金						7 0	り付				st:ンマゴニノ	7≅T
							剰	余	引益 金	利益剰須	金金	自己	!! 株	: 式	株会	主資本計	そ 有 価 評価	証券	評価	・換算 等合語	算計	純資産台	3 11
							繰剰	退利余	」 益 金	合	計				П	п	評価差	差額金	ZE-113	- 7 □ □	11		İ
当	斯		首	9	戋	高		3,2	53	28,0	70		9	02		35,027		147		147	7	35,1	74
	朝変 国定資			直立金	金の	取崩	_	7	1		_					=				_	-		_
	固定資	産日	縮積	立金	金の	積立	Δ	7	26		_					_				_	-		-

216

△ 438

682

∧ 438

682

243

28.314

Δ

 \triangle

△ 903

1

1

剰余金の配当

当 期 純 利 益

自己株式の取得

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)

当期変動額合計

当

期 末 残 高 ∧ 438

682

1

242

35.270

 \triangle 29

29

117

Δ 29

29

117

^{3.469} (注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月5日

北海道コカ・コーラボトリング株式会社 取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 笹 山 淳 印

指定社員 公認会計士 木 村 ゆりか 印業務執行社員 公認会計士 木 村 ゆりか 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道コカ・コーラボトリング株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道コカ・コーラボトリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月5日

北海道コカ・コーラボトリング株式会社 取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 公認会計士 笹 山 淳 印

指定社員 会認会計士 木 村 ゆりか 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道コカ・コーラボトリング株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその 附属明細書を作成して適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算 書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用する ことが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第54期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、 本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - 1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からそ の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - 2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び明治アーク監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年 10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要 に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- 1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の 職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項 は認められません。
- 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月5日

北海道コカ・コーラボトリング株式会社 監査役会

常勤監査役	前	田	則	彦印
常勤監査役	上	島	信	<u>— (ii)</u>
社外監查役	古	谷	滋	海⑪
社外監查役	冨	岡	公	治⑪
社外監査役	Щ	崎		駿⑪

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、将来の事業展開に備えて内部留保による財務体質の充実につとめ、経営基盤の強化をはかってまいります。

当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき6円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金6円とあわせた年間配当金は、前期と同額の1株につき12円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき6円 総額 219,171,402円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年3月31日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員(8名)が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補	渚	氏 名	略歴、地位及び担当並びに	所有する当社	当社との
番	号	(生年月日)	重 要 な 兼 職 の 状 況	株式の数	利害関係
			平成12年12月 大日本印刷株式会社 包装総合開発センター システム開発本部開発第1部長 (平成14年2月同社退社)		
	ささき ヤサ ゅき	平成14年3月 当社入社 平成18年3月 当社取締役製造統括本部長 佐々木 康 行			
1	.	(昭和29年2月2日)	平成22年 3 月 当社常務取締役技術部、生産管理部、 品質保証部、IT 推進室担当	16,000株	なし
			平成25年3月 当社代表取締役専務営業統括本部長、 広報・CSR 推進部、コカ・コーラシステム担当		
			平成26年3月 当社代表取締役社長営業統括本部長		
			平成28年1月 当社代表取締役社長		
			(現在に至る)		

候補者	氏 名	略歴、	地位及び担当並びに	所有する当社	当社との
番号	(生年月日)	重要	な 兼 職 の 状 況	株式の数	利害関係
2	森 川 浩 志 (昭和33年4月22日)	平成17年 4 月 平成18年 3 月 平成18年 3 月 平成24年 3 月 平成26年 3 月 平成27年 3 月	大日本商事株式会社総務部長 (平成18年3月同社退社) 当社入社、顧問 当社取締役総務部長、広報部担当 当社常務取締役総務人事部長、 広報・CSR推進部担当 当社常務取締役とな報・CSR推進部、 危機管理部、総務人事部、生産管理部担当 当社常務取締役危機管理部、 総務人事部、経営管理部担当 (現在に至る)	14,000株	な し
3	(昭和40年7月27日)	平成 2 年 4 月 平成16年 4 月 平成22年 3 月 平成23年 1 月 平成25年 5 月 平成27年 3 月 平成27年 4 月 平成28年 1 月	当社入社 当社営業統括本部営業企画部長 当社執行役員広報・CSR 推進部長 当社執行役員営業統括本部 チェーンストア事業部長 (平成25年5月当社退社) 北海道サービス株式会社代表取締役社長 (平成27年3月同社退任) 当社取締役営業統括本部副本部長 当社取締役営業統括本部副本部長、 営業統括本部第 当社取締役営業統括本部長	1,000株	なし
4	橋 田 久 男 (昭和34年4月12日)	昭和53年11月 平成20年10月 平成22年10月 平成24年3月 平成25年3月 平成27年4月	当社入社 当社リテール事業部道南支店長 当社営業統括本部リテール事業部長 当社執行役員営業統括本部リテール事業部長 当社取締役営業統括本部リテール事業部長 当社取締役営業統括本部第二本部長 (現在に至る)	4,000株	なし
5	内 田 尋 己 (昭和40年3月21日)	昭和62年4月 平成23年10月 平成25年3月 平成26年3月 平成27年3月	当社入社 当社生産管理部長 当社執行役員生産管理部長 当社取締役生産管理部長 当社取締役生産管理部長、広報・CSR 推進部担当 (現在に至る)	2,000株	な し
6	綾 部 鉄 館 (昭和37年2月14日)	平成25年 4 月 平成26年 3 月 平成27年 3 月 平成27年 4 月	大日本印刷株式会社 包装事業部包装第11営業本部長 (平成26年3月同社退社) 当社入社、執行役員営業統括本部付 当社取締役営業統括本部付 当社取締役営業統括本部第三本部長 (現在に至る)	1,000 株	なし
7	春原 誠 (昭和22年4月18日)	昭和48年4月 昭和57年5月 平成4年4月 平成22年3月 平成26年3月	弁護士登録(第二東京弁護士会) 茅根・春原法律事務所設立 司法研修所民事弁護教官 (平成7年4月まで) 当社監査役 当社取締役 (現在に至る)	0株	なし

候補者	氏 名	略歴、地位及び担当並びに	所有する当社	当社との
番号	(生年月日)	重要な兼職の状況	株式の数	利害関係
8	※ 富 満 後 介 (昭和51年9月30日)	平成19年9月 冨岡公治法律事務所入所 弁護士登録(札幌弁護士会) (現在に至る)	0株	なし

注① ※印は新任候補者であります。

注② 取締役候補者のうち春原誠氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。 同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地と企業法務に関する豊富な経験から 適切な助言をいただけるものと期待したためであります。

同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

同氏と当社は、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

注③ 取締役候補者のうち冨岡俊介氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。 同氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的見地と企業法務に関する豊富な経験から 適切な助言をいただけるものと期待したためであります。

同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

同氏と当社は、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所が定める独立役員として 指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、現任監査役5名のうち、古谷滋海、冨岡 公治の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願い いたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

候補者		氏 名	wb は はなれば ままま	所有する当社	当社との
番	号	(生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	株式の数	利害関係
1		※ 注 苗 恵 一 (昭和31年6月30日)	昭和54年4月 監査法人栄光会計事務所入所 (現 新日本有限責任監査法人) 昭和57年3月 公認会計士登録 昭和63年7月 中央監査法人入所 平成10年7月 中央監査法人代表社員就任 平成19年1月 上田恵一公認会計士事務所開設 (現在に至る)	0株	なし
2	2	※ 伊藤 蘆 哉 (昭和33年9月21日)	平成22年4月 北海道大学大学院教授 (現在に至る)	0株	なし

注① ※印は新任候補者であります。

注② 監査役候補者のうち上田恵一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。 同氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的見地と財務及び会計に関する豊富な 経験から適切な助言をいただけるものと期待したためであります。

同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

同氏と当社は、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外監査役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

注③ 監査役候補者のうち伊藤直哉氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。 同氏を社外監査役候補者とした理由は、大学教授としての専門的見地等から適切な助言をいただけるも のと期待したためであります。

同氏は、過去に会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

同氏と当社は、当社に対して負う会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社の社外監査役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

MEMO

